



包括支援センターだより



認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるために

最近、認知症が原因で行方不明になるニュースが多く聞かれるようになりました。

認知症の症状に現在の年月や時刻、場所が正しく認識できなくなってくる「見当識障害」があります。進行すると近所で道に迷ったり、昼夜問わず遠くまで出かけてしまったりすることがあります。家族の人は、もしもの時に備え、ご本人の氏名や連絡先を衣服や靴、持ち物などに記入するようにしましょう。発見時の身元確認に役立ち、早期の帰宅につながります。

介護者のつどい

と き [村上] 8月20日(水)
午後1時30分～3時30分

と ころ 村上市役所 相談室

対 象 者 市内在住の介護者

参 加 費 無料

申 込 み 開催日の3日前までにご連絡ください。



社会福祉士 八幡

ご近所同士でのさりげない見守りや声かけをお願いします

○見守り、声かけのポイント

- 本人に声をかけるときは、正面から本人の目を見て、笑顔でゆっくりと（後ろから声をかけると、驚いて混乱させてしまう場合があります）
- 声をかけた後は、返事をせかさない（考えて返事をするまでの時間がかかります）
- 自尊心を傷つけない・頭ごなしに否定したり、強制したりはしない
- 身元が分からない場合は、最寄りの警察署や地域包括支援センターへ連絡する

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111(内線365)

特別障害者・障害児福祉手当について

これらの手当は、在宅の障がい者や障がい児に支給するもので、受給するには申請が必要です。身体障害者手帳や療育手帳などが無くても申請できますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる人	20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする人	20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童
支 給 額	月額 26,000円	月額 14,140円
支 給 月	2月・5月・8月・11月	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当認定請求書 ・所得状況届・同意書 ・医師の診断書(指定様式) ・世帯全員の住民票 ・年金などの証書 ・前年の年金などの金額がわかるもの ・本人名義の預金通帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当認定請求書 ・所得状況届・同意書 ・医師の診断書(指定様式) ・世帯全員の住民票 ・本人名義の預金通帳
所得制限	受給者もしくはその配偶者、またはその扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの間は支給停止となります。	
受給資格がなくなるとき	施設に入所したとき 病院または診療所に継続して3か月を超えて入院したとき	施設に入所したとき

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線245) または各支所地域振興課地域福祉室